

総合部会・環境基本計画検討小委員会(第5回)での主なご意見と対応方針

いただいたご意見	対応方針
資料5 計画(案) 第2部	
<ul style="list-style-type: none"> ・メルカリや民泊、自動車・駐車場の個人的な貸し借り等は民間の活動だが、社会での所有や資源消費に大きな影響を与えている。これらはインターネットの普及によるものであるので、6頁の「3 IoT、AI 等技術革新の進展」において、「また、民間ではインターネット普及によるシェアリング・エコノミーなど、新たな所有への考え方による資源共有や資源消費の動きがある」というふうなことを一言入れておいてはどうか。(中野委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ修正するとともに、第5部第4章の「リユースの促進」において、「インターネットを介したリユース市場の拡大等を背景に、リユースが定着したライフスタイルへの転換をめざす。」を追記する。(資料2 P.6, 68)
<ul style="list-style-type: none"> ・21頁の航空機騒音のグラフについて、平成7年頃に騒音の値が落ちているのは何故か。そういったことをコメントで入れてもらえたら、分かりやすくなる。(中瀬副会長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、騒音の減少要因を記載する。(資料2 P.21)
資料5 計画(案) 第5部	
<ul style="list-style-type: none"> ・重点目標(20 Goals)について、目標を「Goals」と表したようだが、SDGs のゴールと同じ意味合いで「Goals」を使っているのであれば、「違う」と思わざるを得ない。(盛岡委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「Goals」は削除し、「20の重点目標」とする。(資料2 P.40、資料3 表面)
<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーについて、導入拡大だけで本当に良いのか。(浜田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」についてコラムを追加し、太陽光発電施設等の適正立地の取組を記載する。(資料2 P.48)
<ul style="list-style-type: none"> ・52頁の「人と自然の川づくり」について、近年の豪雨災害で、急斜面の崩落による河川への土砂堆積があまりにも多い。生物多様性の観点から、どのような対策をしていくのか。河川の土砂の搬出の際など、多自然・近自然の工法も取り入れて、生物多様性に配慮した工法が取り入れられるのか、そのあたりが書かれていない。(小川委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、「みお筋の保全・形成や従来からの瀬と淵を残す工夫」について記載する。(資料2 P.54, 55)
<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内法でも海に土砂が供給されないからワカメが出来ないという話なので、適正な海への土砂供給をどうするのかということも、栄養塩と一緒に議論されると良いのではないかと。これはコメントだけ。(中瀬副会長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・P.63で、「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」に基づき、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための施策を進めることとしている。同計画では、「陸域から海域への砂の供給について研究に努める」と記載しており、さらに施策を推進していく。(資料2 P.63)
<ul style="list-style-type: none"> ・63頁の「イ 山陰海岸ジオパークの取組推進」について、ジオパークが政府間協定に基づく正式なユネスコのプロジェクトであることを記述いただいた方が、一般の方に分かりやすいと思う。(波田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、「2015(平成27)年11月からユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の正式プログラム化」と追記する。(資料2 P.65)
<ul style="list-style-type: none"> ・63頁のコラム16の六甲山の活性化について、こういったローカルの規制緩和の場合、地主にとっては、その土地の収益が上がる訳で、その一部分が自然保護に回るような仕組みがあっても良いのではないかと。海外では、容積率を割り増しする代わりに、都市郊外の自然保護にお金が回るような仕組みがある。(新澤委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、国において検討が進められている利用者負担による国立公園保全の仕組みづくりについて記載する。(資料2 P.65)

いただいたご意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・65 頁の「資源循環」において、3 Rという言葉が出てこず、おそらく2 R+リサイクルという方向だと思う。同様の内容で進めている西宮市では、小学校のごみ学習の副教材が3 Rを軸に考え方を整理しており、環境基本計画と内容が食い違ってくる。(小川委員) ・これは3 Rの路線からの変更ということなのか。神戸で開かれたG8 環境大臣会合で、3 Rイニシアティブを日本から世界に発信していこうとしたこともあり、3 Rもそれなりの役割を演じてきた。一般的に、リデュースがあって、リユースがあって、リサイクルがある、この階層性、優先順位に関しても、私は捨てた覚えはない。それは定義としてはあるのだけれど、計画に書く場合にはリデュース、リユースが大事だということで、あえてこういう言葉が出てきていると、私は理解している。(盛岡委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画では、活動の場ごとに施策を整理している関係上、「リデュース、リユース」と「リサイクル」が分かれて記載されているが、3 Rを促進していく方針に変更はないため、第5部第4章の冒頭に、その旨を記載する。(資料2 P.67)
<ul style="list-style-type: none"> ・3 Rを分けて、バラバラになってしまったが、そのあたりをどう考えたら良いか。概念がどこかにいってしまったのではなく、実際には残っている。何か手当てがしているのではないかと。(鈴木会長) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・66 頁のコラム17の「フードバンク活動」について、「フードバンク」という言葉だと、(NPO 法人の)「フードバンク関西」をイメージしてしまうので、この場合は、「フードドライブ」という言葉に変えていただいた方が適正ではないかと思う。(岡本委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年8月に策定した兵庫県廃棄物処理計画の検討過程(H30.1.25 環境審議会廃棄物部会)において、「フードドライブ」という言葉が分かりにくいとの意見もあったため、タイトルを「フードドライブ(フードバンク活動)」と修正する。(資料2 P.68)
<ul style="list-style-type: none"> ・68 頁の「オ 海ごみ対策の推進」において、「管理者がおらず」という言葉が出てくるが、これは制度上のことを言っているのか。「管理者がおらず」という言葉が残るのはいかがなものか。(盛岡委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「明確な管理者がおらず、」を削除する。(資料2 P.70)
<ul style="list-style-type: none"> ・海洋ごみについては単独では出来ないで、近隣府県との協調・連携という表現があっても良い。(浜田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、「海ごみ対策の推進」において、「また、ごみの発生源と漂着地域が異なるなど、広域的な取組が必要なため、府県域を越えた連携を進めていく。」と追記する。(資料2 P.70)
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却を利用した発電について、広域化を進める話と連動しているということが分かりやすく表記されると良い。(浜田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、「高効率ごみ発電施設の導入促進」において、「地域特性を生かしたごみ処理の広域化を進めるとともに、」と追記する。(資料2 P.72)
<ul style="list-style-type: none"> ・71 頁の「未利用木質系バイオマスの利活用の促進」に、「竹の伐採から利用拡大までの調査研究」と書いてあるが、最初の1年目、2年目はやらないといけないと思うが、5年も経って調査研究という言葉が残っているような取組は、名称としては少し厳しいと思う。(盛岡委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の次の段階である、普及促進及び燃料源の竹を効率的に収集する社会システムの構築について、記載する。(資料2 P.73)
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、空き家がどんどん増えてくるが、これらが一気に廃棄物になると、資源の有効利用という意味からも資源ロスとなる。 ・少子化で相続するときに家が余ってしまう、もう家を相続するのが嫌だ、という人が増えてきており、具体的にその問題が一気に出てくるので、もう少し強化した感じで書いていただいた方が良いように思う。(和田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、「空き家の適切な管理」として記載内容を充実する。(資料2 P.78)

いただいたご意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・76 頁の「災害に強い森づくりの推進」として、緊急防災林整備くらいしか書いていないが、近年、異常な継続雨量のために、土砂災害とくに土石流が発生して、人的被害を大きくしている。この部分はもう少し言及していただけると有り難い。(波田委員) ・森林や田畑、ため池など、県が実施している施策で、貯留機能、貯水機能、流出を遅らせる機能、そういったものをコラムで書くと良いのではないか。(中瀬副会長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強い森づくり等豪雨対策の推進」と修正し、「山地防災・土砂災害対策の推進」について記載する。(資料 2 P.79) ・「ため池の治水活用」と「田んぼダム」についてコラムを追加する。(資料 2 P.79, 80)
資料 5 計画(案) 第 5 部 SDGs	
<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs の 17 番目のゴール(グローバル・パートナーシップ)が 1 度も出てきていないが、ローカルなパートナーシップも含めて、推進体制や地域力は、まさに、あらゆる主体の参画と協働というパートナーシップを売りにしているのではないか。(小川委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的・官民・市民社会のパートナーシップ」や「開発途上国に対する環境配慮技術の開発・移転」に対し、貢献できる施策について、17 番のゴールを追加する。(資料 2 P.84, 89, 90)
資料 5 計画(案) 第 6 部 進行管理、環境指標	
<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次計画の点検・評価の際に、「バイオマスの適正処理率」という項目があったが、「バイオマス」という言葉には、それを資源として積極的に利用しようという意味があるので、「廃棄物系バイオマスの適正処理」といったように、処理の対象(廃棄物)として見るような運用は避けて欲しい。(盛岡委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期環境基本計画の点検・評価の際に留意する。

総合部会・環境基本計画検討小委員会(第 5 回)以降にいただいた主なご意見と対応方針

いただいたご意見	対応方針
資料 5 計画(案) 第 5 部 コラム	
<ul style="list-style-type: none"> ・43 頁の「コラム 4」で、発電した電気を何に使っているかの記述があれば、より参考になる事例紹介となるのではないか。(新澤委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ修正する。(資料 2 P.43)
<ul style="list-style-type: none"> ・54 頁の「コラム 10」で、バイオレジスタンスのところが中途半端である。横山委員の指摘は、多様性を維持することの重要性であったが、原案では伝わらない。(新澤委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ修正する。(資料 2 P.56)
<ul style="list-style-type: none"> ・75 頁の「コラム 20」で、長い URL を書いても意味はない。「* * * * * で検索してください。」の方がまし。PDF 版はハイパーリンクを貼れば良い。(新澤委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、URL を検索窓に修正する。(資料 2 P.77)

パブリック・コメントで提出された意見等の概要とこれに対する考え方

No	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
1	第5部 2章3節 1(2)住宅、 地域等への再生可能エネルギーの導入拡大	(本文42ページ、43ページ) 地球温暖化防止対策として、個人レベルでの住宅用太陽光発電の更なる導入は必要不可欠と考える。県として支援策を充実させるべきでは。	1	【ご意見を反映しました。】 本文42ページ及び43ページに記述の低利融資制度や47ページに記述の「再生可能エネルギー相談支援センター」等の活用により、住宅用太陽光発電設備の導入・更新を促進していきます。 これらに加え、更なる導入促進のため、本文43ページに住宅用太陽光発電設備の導入が災害時のエネルギー確保にも資する取組であることなど、別の観点からのメリットを県民へ周知することを追記しました。
2	第5部 2章3節 2(3)事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大	(本文46ページ、47ページ) 再生可能エネルギー拡大の重要性は十分に理解できるが、大規模太陽光発電の立地で、森林伐採や斜面崩壊など良好な自然環境が破壊されている事例もある。導入促進と環境負荷の大きい再生可能エネルギーの立地規制をバランスよく実施し、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入に努めるべきでは。	1	【ご意見を反映しました。】 本文46ページ及び47ページの記述に加えて、ご意見を踏まえ、本文48ページに良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的として制定された「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に関するコラムを追加しました。
3	第5部 2章3節 5(2)「適応計画」の策定	(本文52ページ) 兵庫県では、豪雨による河川氾濫や高潮による浸水が相次いでいる。気候変動による災害の増加に備えるために、兵庫県の気候変動適応計画を速やかに策定すべきでは。	1	【ご意見を反映しました。】 本文52ページに記述している「適応計画」について、2019(平成31)年度に策定する旨を追記しました。
4	第5部 3章3節 3(2)外来生物対策の推進	(本文56ページ、61ページ) ヌートリアやアライグマは徹底的に駆除すべきであると考えるが、エサを与えている人を見かける時がある。県民への意識啓発も充分に行うべき。	1	【既に盛り込み済みです。】 本文56ページ及び61ページに記述しているように、ブラックリストや防除指針、ガイドラインを活用し、県民、NPO等や県・市町の関係部局への普及啓発を図っていきます。 なお、防除指針においては、外来生物に対する行政・事業者・県民に求められる対応についても記載されています。
5	第5部 4章3節 4(1)ウ 不法行為に対する厳格な対応	(本文73ページ) 規範意識が鈍麻した喫煙者の吸い殻投棄を取り締まって欲しい。さらなるゴミの投棄を招き環境悪化の原因となる。事後的にゴミ拾いするのではなく未然に防止すべきだ。海洋汚染の真の脅威はマイクロプラスチックではなくタバコのフィルターだ。	1	【ご意見を反映しました。】 本文70ページに記述している海ごみ対策の推進において、川や海はもとより、街中や道路にごみを捨てない意識を定着させるとともに、マイクロプラスチックの原因となる廃プラスチック類の適正処理及び排出抑制を推進していくと修正しました。 なお、一般廃棄物を所管する市町においては、県内38市町がポイ捨て禁止等の環境美化条例を策定済みであり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条においても「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されています。